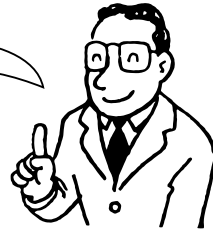


シリーズ第2回目は「合併の時期と過程」がテーマです。今回はまず、5月29日(火)に開催された、愛媛県と松山地方局管内の16の市町村で構成する「市町村合併検討協議会」についてお知らせします。



「市町村合併検討協議会(会長・地方局長)」では、県が示した合併のパターンをもとに4部会が設置され、松前町は伊予市・伊予郡の6市町村で部会を設置し、

- ① 地域の現状
- ② 合併の効果と課題
- ③ 新市町村の将来像

などについて一緒に調査・検討することになりました。開催状況などは随時お知らせします。

Q 合併するとすればいつごろになるのですか。

A 市町村が合併するということは、住民生活、行政運営、新たなまちづくりなどに様々な影響が考えられます。具体的には、税金、各種料

金の変化、議員などの選挙、新たな市の建設計画及び新市の一体感を作るための各種事業などが考えられます。そして、これらの各種施策を実行に移すためには、制度や財政など様々な問題が予想されます。

これらの問題を取り除くための方法が市町村合併特例法です。この法律の期限が平成17年3月31日となっており、合併するとすればこの期限までに判断することが有利と考えられます。

《市町村合併特例法に基づく特例措置》

- ① 地域審議会の設置(旧市町村ごとに首長の諮問により審議)
- ② 議員の定数・任期・退職年金に関する特例
- ③ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- ④ 地方交付税の額の算定の特例(合併後10年間は合併前の交付税額を確保)
- ⑤ 地方債の特例 など

Q 合併が決定するまでの過程はどうなっているのですか。

A 市町村が住民の意見を聞いて、「合併する、しない」を含めて合併関係市町村と、合併の方法、時期、新しい市の名前、及び新しい市ができた後の建設計画、条例などの行政運営のルールなどを協議します。その内容について合併しようとする市町村の

議会の議決を得た後に、国へ届け出て新しい市が誕生することになります。

合併が決まるまでには、合併に関する協議会をつくらせ、協議会で討議した内容を承認するときの2回議会の議決が必要になり、合併関係市町村すべての議会の議決を得なければならないこととなります。

合併関係市町村の内どこか一つの市町村で否決されれば、

ば、合併に関する手続はそこで終了することになります。

お問合せ先

役場企画財政課企画係
 ☎ 985-4101
 FAX 985-4148
 E-mail:kikaku@town.masaki.ehime.jp

● 合併までの主な過程 ●

